平成２６年（フ）第１１９２０号
東京都江戸川区南葛西２丁目15―２―105号　グリーンシャルム
債務者　足立　早苗（旧姓吉橋）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９２４号
東京都足立区南花畑７―10―１―105、住民票上の住所東京都足立区南花畑４丁目22―11
債務者　千葉真由美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９２７号
東京都大田区新蒲田２丁目15―10―301
債務者　滝村　清隆
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９２８号
千葉県船橋市三山３丁目39―１―102
債務者　先崎　大輔
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３１号
東京都大田区池上５丁目11―３　ハイツＫＹ２Ｆ
債務者　村上　正登
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３２号
東京都練馬区豊玉上２丁目13―７―103
債務者　千葉　充明
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３６号
神奈川県横浜市港北区樽町１丁目18―４―302
債務者　山口　雅美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３７号
神奈川県川崎市川崎区桜本１丁目９―７―201
債務者　田邉由紀子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３８号
東京都府中市四谷１丁目36―７―101
債務者　有路　隆之
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３９号
東京都北区東田端２丁目９―３―402
債務者　白土　良子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４０号
東京都江戸川区鹿骨１丁目29―20―102
債務者　廣瀬三智香
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４２号
埼玉県上尾市弁財１丁目７―35―101
債務者　爲我井正明
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４３号
神奈川県川崎市中原区井田中ノ町41―６―201
債務者　小波津陽子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４４号
東京都江戸川区一之江１丁目10―18―103
債務者　古屋有美子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９５３号
神奈川県川崎市川崎区追分町６―３―201
債務者　金澤よしみ
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９５４号
埼玉県草加市新善町477―201
債務者　荻原　正之
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部